

返戻金規定

第7条（返還義務）

1. 乙が甲に紹介した候補者が、入職後本人の責による解雇（労働契約法 16 条に違反しないものに限る）、または自己都合により退職した場合（以下「退職等」という）、乙は本契約第 3 条に定めた報酬額（消費税および地方消費税を含む）を、次の基準で甲に返還するものとする。但し、甲の乙に対する返還請求は当該候補者の退職日から起算し 1 か月以内とし、それ以降の請求権は消滅するものとする。

1) 採用による入職日以降 1 ヶ月未満での退職等の場合 5 0 %

2) 採用による入職日以降 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満での退職等の場合 3 0 %

3) 採用による入職日以降 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満での退職等の場合 2 0 %

2. 乙は、前項に定める返還を、退職等がなされた日の属する月の末締め翌月末限りにて、甲の指定する銀行口座に振込支払うものとする。なお、振込に要する費用は乙の負担とする。